

露西亜国 スタール印

暹羅国 ア・バシリール印

ピア・スリヤ・ヌヴァートル印

グイスッダ印

瑞典諸威国 ビルト印

勃爾牙利国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサブチエッフ印

五、宣言書(一)

下ニ記名スル海牙萬国平和會議ニ賛同シタル諸国ノ全権委員ハ之カ為メ各本国政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ左ノ宣言ヲナセリ

各締盟国ハ輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スルコトヲ約ス

締盟國中ノ二国又ハ數国ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り各締盟国ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス
前項ノ義務ハ各締盟国間ノ戰闘ニ於テ一ノ非締盟国カ交戦國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

丁 抹 国 エフ・ビル印

西班牙国 公爵デ・テッアン印

ドブルヴェ・エル・デ・ヴィーリヤ・ウルーチャ印

アルツロー・デ・バゲール印

アンドリユー・デー・ホワイット印

セッス・ロウ印

スタンフォード・ニウエル印

エー・チー・マハン印

ウキリアム・クロジエー印

ド・ミエー印

墨西哥合衆国

セニール印

仏蘭西共和国 レオン・ブールジョア印

ジェー・ビウール印

デツールネル・ドコンスタン印

ニ・デリアンニ印

希 臘 国 スタール印

モンテネグロ国 ファン・カルネベーク印

和 蘭 国 デン・ペール・ポールテュゲール印

テ・エム・チエー・アッセル印

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ

非締盟国ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ

若シ締盟國中ノ一国ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ直チニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス
右證據トシテ各全権委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スルモノナリ

白 耳 義 国 ア・ベルネルト印

伯爵ド・グレル・ロジエー印

シュヴァリエー・デカン印

エー・エヌ・ラヒュセン印

ミルザ・リザ・カン(アルファ・ウッドウレー)印

伯爵デ・マセーツ印

ドルネーラス・デ・ヴァスコンセーロ

ス印

伯爵デ・デセリール印

アー・ベルデマン印

ジャン・エヌ・パピニウ印

スタール印

ア・バシリール印

ピア・スリヤ・ヌヴァートル印

グイスッダ印

ビルト印

チュルカン印

ヌーリール印

アブヅラー印

メヘメッド印

勃爾牙利国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサブチエッフ印

宣言書 (二)

下ニ記名スル海牙萬国平和會議ニ賛同シタル諸国ノ全権委員ハ之カ為メ各本国政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ左ノ宣言ヲナセリ

各締盟国ハ望ミセシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ相互ニ禁止ス
締盟国中ノ二国又ハ数国ノ間ニ戦ヲ開キタル場合ニ限り各締盟国ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス
前項ノ義務ハ各締盟国間ノ戦闘ニ於テ一ノ非締盟国カ交戦国ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス
本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ
非締盟国ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ
若シ締盟国中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ直チニ之ヲ

デツールネル・ド・コンスタン印

希臘 国 ニー・デリアンニ印

モンテネグロ 国 スタール印

和 蘭 国 ファン・カルネベーク印

デン・ペール・ポールチュゲール印

デー・エム・チュー・アッセル印

エー・エヌ・ラヒュセン印

波斯 国 ミルザ・リザ・カン (アルファ・ウッ

ドウレー) 印

葡萄牙 国 伯爵デ・マセーヅ印

ドルネーラス・デ・ヴァスコンセーロ

ス印

伯爵デ・セリール印

羅馬尼亞 国 アー・ベルデマン印

ジャン・エヌ・パピニウ印

露 西 亜 国 スタール印

ア・バンシリー印

暹 羅 国 ピア・スリヤ・スヴァートル印

ヴィスググ印

瑞典諾威 国 ビルト印

爾余ノ締盟国ニ通知シタル後一箇年ヲ經過シタルニ非サレバ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ
右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス
右證據トシテ各全権委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スルモノナリ

白 耳 義 国 ア・ベルネルト印

伯爵ド・グレル・ロジエー印

シュヴァリエー・デカン印

丁 抹 国 エフ・ビル印

西 班 牙 国 公爵デ・テツアン印

ドブルヴェ・エル・デ・ヴィーリヤ・ウ

ルーチャ印

アルツロー・デ・パゲール印

墨西哥合衆 国 ド・ミエー印

セニール印

仏蘭西共和国 レオン・ブールジョア印

ジェー・ビウール印

土 耳 其 国 チュルカン印

ヌーリイ印

アブズラー印

メヘメッド印

勃 爾 牙 利 国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサプテエッフ印

宣言書 (三)

下ニ記名スル海牙萬国平和會議ニ賛同シタル諸国ノ全権委員ハ之カ為メ各本国政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ左ノ宣言ヲナセリ

各締盟国ハ外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人体内ニ入テ容易ニ開展シ若ハ扁平トナルヘキ彈丸ノ使用ヲ相互ニ禁止ス

締盟国中ノ二国又ハ数国ノ間ニ戦ヲ開キタル場合ニ限り各締盟国ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス
前項ノ義務ハ各締盟国間ノ戦闘ニ於テ一ノ非締盟国カ交戦国ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ

非締盟国ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ

若シ締盟国中ノ一国ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ直チニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス

右證拠トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ各締盟国ニ交付スルモノナリ

白 耳 義 国 ア・ベルネルト印

伯爵ド・グレル・ロジエー印

シュヴァリエー・デカン印

露 西 亞 国 スタール印

ア・パシリー印

暹 羅 国 ピア・スリヤ・ヌヴァートル印

ヴィスツグ印

瑞典諸威国

ビルト印

土 耳 其 国

チュルカン印

ヌーリー印

丁 抹 国 エフ・ビル印

西 班 牙 国 公爵デ・テツアン印

ドブルヴェ・エル・デ・ヴィーリヤ・ウル・チヤ印

アルツィロ・デ・バゲール印

墨西哥合衆国

ド・ミエー印

セニール印

仏蘭西共和国

レオン・ブールジョア印

ジエー・ビウール印

デツールネル・ド・コンスタン印

希 臘 国

ニー・デリアンニ印

モントネグロ国

スタール印

和 蘭 国

ファン・カルネベーク印

デン・ペール・ポールチュゲール印

デー・エム・チエー・アッセル印

エー・エヌ・ラヒュセン印

波 斯 国

ミルザ・リザ・カン(アルファ・ウッドウレー)印

羅馬尼亞国

アー・ベルデマン印

ジャン・エヌ・パビニウ印

アブツラ印

メヘメツド印

勃爾牙利国

博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘツサブチエッフ印